

第1回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：白色箇所、本日回答：水色箇所

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
1	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	浅利委員	人繰りの調整が相当あると理解するが、特に人材バンクに関し、日常的なメンテナンスや教育はこの専門支援機能（機関）でされるのか。	委員ご指摘の件については、資料5において、専門支援機能の平時の役割として以下のとおり反映した。 「②人材バンク登録者への教育・訓練」
2	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	島岡委員	第1回検討会資料5 P.3に、（これまでの体制における本省の役割や、専門支援機能確立後の体制における専門支援機能の役割として）「地域ブロック横断的な対応が必要な平時の備え」とあるが、南海トラフ地震などでは隣接するブロックも被害を受けている中で、具体的にどう動いて連携するのか、例えば地方環境事務所間で連携するのか、環境省本省で対応していくのか、教えてほしい。	地域ブロック間の連携について、第1回検討会資料5 P.3に記載のとおり、まずは環境省本省にて対応すべきと理解。今後、専門支援機能確立後には専門支援機能が環境省本省をサポートする形で対応し、より密な調整が図られるよう今後具体化の検討を進めていく。
3	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	島岡委員	第1回検討会資料5 P.5に、発災後1週間程度で、災害廃棄物発生量規模の推計とあるが、推計と同時に、ドローン等の先進的な技術を使用し、具体的に発生量を求めることを支援していただくというのも重要と思う。	委員ご指摘のとおり、初期推計にあたっては、デジタル技術や衛星等を活用した支援も必要と認識しており、技術・システムWGの中で活用可能な技術の調査を進めているところ。検討状況については、資料2にてご説明させていただく。
4	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	島岡委員	発災時には、知事会、市長会等、様々な団体で対応がとられる。例えば、九州では九州市長会、九州3政令指定都市（福岡市・北九州市・熊本市）、九州地方知事会（九州6県＋山口県＋沖縄県）で発災時の連携について備えを進められているものと承知。こうした動きが同時多発的に起こる中で、どのように調整していくべきか難しい。	まず、市町村には一般廃棄物（災害廃棄物）処理の統括的な責任がある。その上で、市町村・都道府県・国の役割を明確化し、地方分権の精神を踏まえながら、今後検討していくことが重要と認識。今後の検討にあたっては十分留意しながら対応していく。 また、委員ご指摘のとおり、全国各地で、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）等により、災害廃棄物に特化せず包括的に、災害支援協定の締結等様々な形で連携がとられているものと承知している。災害支援協定については、市町村や都道府県だけでは対応が難しい災害において、より広域的な支援を規定している地方三団体等による支援協定との連携・当該協定の活用が重要であり、今後そうした広域的な協定の締結状況や内容の調査、各団体との連携について検討を進める。 上記2点については、適宜小委員会・本検討会にてその検討状況につき共有させていただく。
5	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	酒井座長	島岡委員からの御指摘（No.4）について、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会においても、地方分権の観点から、地方三団体との連携についてコメントが出ていた。	
6	（2）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	牧委員	近年、総務省の枠組みで地方自治体の応援職員派遣が行われている。派遣された職員は、特に罹災証明や生活再建支援金の支払いといった業務を担当しており、公費解体も被災者の生活再建と近いところにあるが、輪島市では当該枠組みとは異なる形で対応していたと認識。総合的な対応ができる総務省のスキームを活用するのか、災害廃棄物独自で体制を組むのか、窓口業務の類ではそうした検討があってもよいのではないか。	令和6年能登半島地震における対応では、公費解体の申請受付窓口業務に関し、第1回検討会参考資料2 P.15に記載のとおり、地域ブロック協議会が策定する「大規模災害発生時における行動計画」に基づく自治体職員派遣を実施。派遣期間は概ね1週間程度で、派遣職員に対し災害廃棄物に係る専門知識は求めず、主に環境省本省で派遣調整を行った。 行政応援職員の確保については、今後の災害に向けて、総務省と連携しながら検討を進めていく。

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
7	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	牧委員	専門支援機能について、全国展開が必要となると、結構大きな組織でなければならない。一方で平常時の業務は、発災時ほどの規模はなく、そうすると平常時に何か別の業務を行っているといったことが具備要件として必要ではないか。災害対応時だけ人数規模を拡大するのは難しい。	委員ご指摘の件については、資料５において、専門支援機関の具備要件として以下、下線部のとおり反映した。 「 <u>現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能であること（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい）</u> 」
8	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	大迫委員	し尿・ごみの収集車両の情報に関し、自治体直営、民間委託、あるいは一般廃棄物、事業系廃棄物を自ら事業者が処理する場合の許可を与えているなどの違いも踏まえ、今後、基礎情報をさらに深掘りして検討する必要がある。つまり、災害時に民間の方々にも動いていただく、あるいはそのためにどのような事前の約束事しておく必要があるのかといったところまで整理し、災害時にどれくらいの人たちに応援いただけるのか見えてくるとよい。	し尿・ごみの収集運搬車両等に係る地域間協調WGにおける検討状況について、資料３にてご説明させていただく。
9	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	大迫委員	専門支援機能の具備要件に関し、３つの矢羽根は大まかにはこの整理でよいと思う。ただ、平時・災害時で、より具体的にどういう仕事を、どれぐらいの規模で、どういう人員でやっていくのかという検討を深めた上で、要件の解像度を上げていく必要がある。例えばDXとあるが、情報基盤づくりはかなりテクニカルな専門性を必要とするところ、災害時を想定しながら平時にしっかりした基盤を作るという仕事になる。	専門支援機能の役割・具備要件の具体化について、資料５にてご説明させていただく。
10	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	大迫委員	専門支援機能の具備要件に関し、矢羽根の２つ目、調整に関する知見・経験・能力について、どうやって連携ネットワーク基盤を作っているのか、あるいはそうした実績を保有しており、実績を活かしながら災害時に対応できる連携ネットワーク基盤を持っているのか。平時の活動を通じて作っていく部分もあるが、検討を深めてほしい。	委員ご指摘の件については、資料５において、専門支援機関の具備要件として以下、下線部のとおり反映した。 「 <u>多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤</u> 」
11	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	吉岡委員	専門支援機能の具備要件に関し、矢羽根の３つ目、現地支部の設置が専門支援機能（機関）として非常に重要と思っている。第１回検討会資料５ P. 8 で、専門支援機関の本部はいわゆる現地にある本部で、現地支部は発災地、例えば被害が大きいな場所など現場相当をイメージしていると思うが、その理解でよいか。 能登半島地震では、金沢にマネジメント部隊がいたが、実際の発災現場に行くには相当時間がかかるなど、通信手段に頼ることになり、やりとりが非常に大変だった。場合によっては、現地である程度判断できるような機能として、こういった現地支部を想定するのがよいのではないか。	現地支部に関しては、都道府県を支援する場合と市町村を支援する場合があります、例えば能登半島地震でいえば、石川県又は輪島市、珠洲市といった市町に入るなど、石川県内にある現地対策本部をイメージしている。一方、本部に関しては、平時から体制を構える本社機能と考えている。

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
12	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	金澤委員	第１回検討会資料４ P. 9に記載の受援体制について、災害時の受援体制を平時から議論しておくことは非常に重要。これからも発信いただきたい。 この中で３ポツについて、全国の市町村においては、平時の体制は５割が５人以下という状況。こうした体制の中で、災害が発生し、第１回検討会資料５ P. 8に記載のとおり、D.Waste-Net、人材バンク、応援職員短期派遣を市町村や市町村から事務委託を受けた場合には都道府県へ派遣するとなっているが、脆弱な市町村の体制の中で対応するのは非常に厳しく、被害が広範囲に渡れば複数の市町村が同様の状況に陥ることとなる。今回の議論を踏まえ、都道府県に派遣して包括的に市町村を支援する形をとれば、非常に効率的・効果的に対応ができるのではないかと感じた。	これまでの災害における支援・受援の状況、また、災害規模や被害状況、被災自治体の体制に応じた都道府県への事務委託に関する地域間協調WGにおける検討状況について、資料３にてご説明させていただく。
13	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	金澤委員	第１回検討会資料５ P. 5に関し、災害支援協定の締結にあたっては、廃棄物処理関係団体や一般廃棄物関係団体、建設関係団体と支援協定を各自治体が結んでおくということも非常に重要であるが、まずは全国レベルの支援協定を国が締結、都道府県レベルの支援協定を都道府県が締結のような形で順番に下ろしていく形をとるのがよいのではないかと考えている。	民間事業者等との災害支援協定の締結の考え方について、資料５で詳細をご説明する。能登半島地震では、例えば公費解体において、石川県と石川県構造物解体協会が災害支援協定を締結しており、その協定を基に各市町が協会と契約を締結し解体工事が行われている。そうした状況や委員からの御指摘を踏まえ、市町村だけでなく、都道府県も含めて、災害支援協定の締結を努力義務化することを検討している。 なお、協定締結先や協定の内容等については、地域間協調WGにおいて具体化の検討を進めるとともに、自治体が締結する協定のひな形の提示や各種マニュアル等の改定、市町村と都道府県が連携することで災害時に機能した協定の優良事例の収集・横展開を実施するなどにより、自治体を支援してまいりたい。地域間協調WGにおける検討状況については、資料３、資料５でご説明させていただく。
14	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	中林委員	第１回検討会資料４ P. 9に関し、支援体制についての延べ人数・人日で表記されているが、できれば特に発災初期は１週間単位あるいは１ヶ月単位で、どれぐらいの人が具体的に支援を実施したのかを把握しないと、自治体の計画の中で、どれぐらいの人員をどのぐらいの期間入れるのかということが反映できないことから、それがわかるよう整理すべき。	地域間協調WGにて、これまでの災害における支援・受援の状況について整理を行っており、資料３にてご説明させていただく。
15	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	酒井座長	受援機能の充実に関し、第１回検討会資料４ P. 9で石川県内のある自治体での受援体制が示されているが、これは自治体の規模によって相当変わってくる数字のはずで、母数をはっきりさせた上で、データを整理していくべき。	

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
16	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	中林委員	第１回検討会資料５ P. 2に関し、専門支援機能の役割として、災害廃棄物処理計画・災害応援協定の策定・改定に関する技術支援とあるが、初動対応マニュアルも活用しながら、初動対応がイメージできているか平時に確認しておくことが重要。 また、災害支援協定について、実態を把握すべきであり、自治体任せにしないこと。協定は、廃棄物分野にかかわらず幅広い分野で締結されていることから、具体的にどう協定が役に立ったのか、協定がどのような役割を果たしたのか、国が実施する支援と自治体の協定締結による支援の関係など、協定の有効性について確認することが必要ではないか。	初動対応マニュアルの活用については、すでに作成・公開済の「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）」と合わせ、自治体職員の研修や訓練で活用いただけるよう、今後地域間協調 WG 内で検討していく。 また、能登半島地震における災害支援協定の活用状況については、No. 13 で回答のとおり。御指摘の件に関する地域間協調 WG における検討状況について、資料３にてご説明させていただく。
17	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	中林委員	第１回検討会資料５ P. 3の関係者の役割について、上から環境省本省、地方環境事務所、都道府県、市町村と並べてあるが、専門支援機能としては、この逆の順で支援を行っていくことになる。複数の都道府県が同時に大きな被害を受けている場合を想定すれば、国が都道府県の調整を行いながら、都道府県は管内市町村に限られた支援をどう投入するか差配し、市町村はその支援を受けながら現場対応にあたっていく。その中で、専門支援機能をどう分配することで、被災地支援がより公平・公正・迅速に進むのか、大規模災害であれば地方環境事務所が、能登半島地震レベルであれば都道府県による調整が重要になる。その点を明確化して記載すべき。 その際、南海トラフや首都直下などの大規模災害では、被災自治体が周辺の自治体がどういう被害状況か、全く把握しきれない状況が発生することを前提に、被害状況の共有化についても、国、都道府県が支援と同時にを行う体制をとらなければ、支援の調整はうまくいかない。	委員ご指摘の関係者の役割の整理にあたっては、災害規模と支援スキームの整理が必要と認識しており、専門支援機能に関する検討については資料５にて、地域間協調 WG において検討している災害規模と適用する支援措置の考え方については資料３にてご説明させていただく。
18	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	酒井座長	専門支援機能の考え方の整理の中で、災害規模の観点を考え方として入れていかないと、メリハリのついた対応にならないという危惧を持っている。平成 27 年法改正後に発生した災害では、災害廃棄物発生量が 100 万トン～1000 万トン程度の規模である一方で、我々が視野に入れなければならないのは、1000 万トン以上、場合によって 1 億トン以上の巨大災害であり、規模の観点をに入れて専門支援機能も考えていかねばならない。 専門支援機能の平時の業務をどうするか、災害支援協定の発動に際してのルールづくり（どういう場合に個別の協定よりも上位の協定を優先するか等）なども、この災害規模の観点をに入れて整理していくべき。	

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
19	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	中林委員	対口支援とは、2008 年四川大地震において中国で用いられ、被災市区町村に対し１対１で担当する自治体を割り当て、長期間支援する支援方式。 第１回検討会参考資料２ P.15 に記載の総務省の応急対策職員派遣制度における対口支援はマンパワー支援のようだが、中国で実施された支援はマンパワーだけではないと認識。災害廃棄物分野においてはデスクワークのみならず、処理に係る各種現場対応が発生することから、自治体の所管区域内の事業者等含め、自治体・事業者等が一体のチームとなって、重機の提供含めた被災自治体を支援する体制をどのようにとるべきか、検討する必要がある。 例えば、47 都道府県と 20 政令都市が対口支援チームを組成（計 67 チーム）する。南海トラフや首都直下などの大規模地震になればなるほど、支援を受ける被災自治体のニーズが増え、支援側自治体のシーズが減るという関係になる。有効な支援を行うためには、こうした対口支援体制の検討が重要で、検討においては地方三団体等との連携・連絡は必須。 また、国や都道府県への支援は調整型、市町村への支援は処理型になることから、処理型の支援を行うときには、上述のとおり、事業者等も含めた応援体制もあり得るということを念頭に、検討できるとよい。	委員ご指摘の対口支援については、災害規模とも密接に関係する部分と理解。今後、総務省や地方三団体等と連携しながら、具体化の検討を進めていく。
20	（２）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の役割・具備要件等	大塚委員	専門支援機能に関し、第１回検討会参考資料２ P.15 で、総務省の応急対策職員派遣制度等の説明があったが、D.Waste-Net も含め、個人や専門家が支援する場合の人件費等については、必ずしも十分な仕組みができていないので、今後検討される際には、十分留意いただきたい。	現状、自治体職員による現地での処理支援や事務支援については、地方交付税措置が適用される。D.Waste-Net は、先遣隊のようなごく短期の派遣の際には自己負担であるが、継続的な支援の場合には実務経費に関して環境省から支援を行う。災害規模や様態等により、環境省としても臨機応変にできるだけ対応しているが、数十～数百万トン規模の災害廃棄物が発生する災害では一定対応できているが、数千万トンレベルになった場合にどのように効率的に対応できるか、改善の検討をしていく。
21	（３）今年度の災害廃棄物対策推進検討会の予定/ワーキンググループの設置	酒井座長	地域間協調WGの検討テーマとして、本日事務局より報告のあった専門支援機能の中で明示的に書かれていないのがボランティア活動の件である。より調整能力を発揮できるボランティア団体のリーダー役の視点を入れるといった議論もお願いしたい。	（浅利委員より当日回答） 地域間協調WGにて検討を行う。別途、海外の事例調査で、台湾ではすごく立ち上がり早いとの話を聞いており、そうした情報も収集しながら進めていく。 （本日回答） ボランティアとの連携に係る地域間協調 WG における検討状況について、資料３にてご説明させていただく。
22	（３）今年度の災害廃棄物対策推進検討会の予定/ワーキンググループの設置	大迫委員	アスベスト対応に関し、このワーキングで関連する部分があるのか、それとも別途議論するような状況があるのか、教えてほしい。	アスベスト対応に関しては、関係部局と連携しながら、技術・システムWGにおいて検討しているところ。詳細は資料２にてご説明させていただく。

No.	議事	発言者	発言内容	回答（事務局）
23	（３）今年度の災害廃棄物対策推進検討会の予定／ワーキンググループの設置	大迫委員	浄化槽に関し、能登半島地震では災害に強いと言われていた浄化槽もダメージを受けたが、浄化槽は個人設置型、市町村設置型の形態があり、初期対応含め、今後どう対応していくのか。浄化槽分野について、別途議論する場が環境省内であるのかなど、教えてほしい。	令和６年能登半島地震における浄化槽被害を踏まえ、今年度は、発災時に備えた広域的な浄化槽事業者間の連携体制検討や体制整備の支援を行う予定のほか、「災害時の浄化槽被害対策マニュアル」の改訂検討を実施する予定。 なお、マニュアルの改訂検討にあたっては、「浄化槽の防災強化」および「被災浄化槽の早期復旧に向けての有効な構成と使用法」を検討事項として、有識者からなる「令和７年度浄化槽に係る災害対応に関する調査検討会」を発足し、来年３月のマニュアル改訂案作成に向けて、検討を進めているところ。
24	（３）今年度の災害廃棄物対策推進検討会の予定／ワーキンググループの設置	勝見委員	技術・システムワーキングの④再生利用の知見整理に関し、コンクリートがらの再生利用について、基礎的な情報の自治体への周知が十分でないと感じており、情報を再整理の上、発信いただきたい。また、首都圏を中心にコンクリート廃棄物の利用先がないという状況があるようで、首都圏・地方、平時・発災時で状況が異なることから、そうした点も踏まえ整理いただきたい。	（牧委員より当日回答） 技術・システムWGにて検討を行う。 （本日回答） コンクリートがらの再生利用に係る技術・システム検討WGにおける検討状況について、資料２にてご説明させていただきます。